

加賀市スタートアップ企業応援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年6月26日

加賀市長 宮 元 陸

〔令和元年6月26日〕
〔告示第58号〕

加賀市スタートアップ企業応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 加賀市イノベーションセンターに魅力ある企業を集積し、市内産業の成長と創造を促すため、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)及び加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例施行規則(平成20年加賀市規則第6号)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより、補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、加賀市イノベーションセンター条例(平成30年加賀市条例第16号。以下「条例」という。)第6条の規定によりインキュベーションルーム(条例第3条第1号の施設をいう。以下「施設」という。)の使用の許可を受けた者であって使用期間において市内に住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地(以下「住所等」とする。)を有し、施設の使用終了後も引き続き市内に住所等を有する見込みであるものとする。

2 前項に該当する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除く。

- (1) 加賀市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱(平成30年加賀市告示第193号)による補助金その他本市から起業に関する補助金の交付を施設の使用開始日前5年以内に受けた者又は使用開始日以後に受けようとする者
- (2) 既に起業している者であって既存の事業のほかに施設において新たな事業展開を行おう

とするもの及び施設をサテライトオフィス(企業本社から離れたところに設置された、遠隔勤務のできる通信設備を整えた事務所をいう。)、営業所又は支店として活用しようとする者

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者(以下この号において「暴力団関係者」という。)、暴力団関係者から出資等の資金提供を受けている者その他これらに類すると認められる者

- 3 補助金の交付を受けようとする者が加賀市税等の滞納者に対する特別措置に関する条例(平成19年加賀市条例第35号)第2条第3項に規定する市税等を滞納しているときは、当該補助金の交付を受けようとする者に対して同条第1項に規定する特別措置を実施するものとする。

(交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる要件は、補助対象者が実施する事業で、当該事業内容が加賀市の活性化に資するものであることとする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の対象期間は、施設の使用開始日から1年間とする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の4分の3以内とし、予算の範囲内において交付するものとする。ただし、別表に定める研究開発費及び間接経費に対する補助金の額は、それぞれ50万円を超えない範囲とし、合計で100万円を限度とする。

(交付決定の取消し及び返還)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって補助金の交付を受けたとき。
- (2) 施設の使用開始日以後5年未満の期間内に、自己の都合により市外へ転出し、又は主たる事務所若しくは事業所の所在地を市外へ移転したとき。
- (3) 特別な理由なく市税等を滞納したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。この場合において、前項第1号又は第3号の規定により交付決定の取消しをしたときは、交付決定の額の全額を返還させることとし、同項第2号の規定により交付

決定の取消しをしたときは、施設の使用開始日以後に市内に住所等を有していた期間に応じ、次の表に定める額を返還させることができるものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

施設の使用開始日以後に市内に住所等を有した期間	返還を求める額
1年未満	交付決定の額の10分の10
1年以上2年未満	交付決定の額の10分の8
2年以上3年未満	交付決定の額の10分の6
3年以上4年未満	交付決定の額の10分の4
4年以上5年未満	交付決定の額の10分の2

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに施設を使用している補助対象者に対しては、補助金の対象期間を施行日から1年間とし、補助対象経費については、別表のうち間接経費及びその他を除く。

附 則(令和3年4月1日 告示第 号)

この告示は、公表の日から施行し、令和3年度に実施した補助対象事業に対する補助金の交付から適用する。

別表(第4条関係)

区分	補助対象経費
研究開発費	<p>新商品・サービス創出のための研究・開発に係る経費であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 機械装置、工具、器具等購入費 (2) 備品購入費 (3) 原材料費 (4) 外注加工費 (5) 知的財産保護に係る経費 (6) 前各号に掲げるもののほか、研究開発に係る経費
間接経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法人登記に係る経費 (2) 転居・移転に要した経費 (3) 会計・決算事務に係る経費 (4) 通信環境整備に係る経費 (5) 広告宣伝費 (6) 前各号に掲げるもののほか、人件費を除く企業活動に係る経費
その他	市長が特に必要と認める経費